

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウジェスーパー若柳店

栗原市若柳字川北古川128-7

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ウジェスーパー 代表取締役 氏家 良典

登米市迫町佐沼字中江一丁目7番地の1

3 市町村の意見の概要

- (1) 出店計画地周辺は民家が密集しているので、騒音対策には万全を期すこと。
- (2) 廃棄物の適正処理に努めるとともに、保管の際、周囲に飛散等がないよう配慮すること。
- (3) 出店計画地周辺は民家が密集しているので、防犯対策には万全を期すこと。特に夜間は青少年のたまり場になりやすいので、出入口を封鎖するなどの配慮を講ずること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所

6 縦覧期間

平成20年7月23日から平成20年8月25日まで（ただし、閉庁日を除く。）